

業務指示書

東南アジア地域メコン流域の流域管理・環境保全に係る情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2017年10月11日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 榎田 容子 Makita.Yoko.2@jica.go.jp

質問に対する回答：2017年10月16日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更正法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林保全または統合的流域管理にかかる各種調査

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照）本案件の取扱いについては、以下のとおり。

（○）若手加点の対象とする。

（ ）若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/流域保全・管理）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：流域保全・管理に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 森林被覆図作成】

- 1) 類似業務の経験：森林被覆図作成に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 気候変動/水文】

- 1) 類似業務の経験：気候変動及び水文に係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域：東南アジア地域 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2017年10月20日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

有償の地図データ(第2 4.(3)/第3 5.(2))

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KHR1 = 0.02728 円, LAK1=0.01335, THB1=3.289, VND1=0.004841, MMK1=0.08152, US\$1 = 108.976 円, EUR1 = 130.786 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 10月26日(木) 13:30 ~ 15:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 221会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/流域保全・管理
森林被覆図作成
気候変動/水文

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

23.50 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年11月8日(水)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約) :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご注意ください。

以 上

プロポーザル評価表

東南アジア地域メコン流域の流域管理・環境保全に係る情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/流域保全・管理	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 森林被覆図作成	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 気候変動/水文	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

タイ、カンボジア、ラオス、ベトナム、ミャンマー、中国の6か国を流域とする国際河川であるメコン河流域は食料、水、交通という面において、地域の人々の生活にとって不可欠な自然環境であり、また世界的にみても生物多様性の高い地域の一つである。

しかし近年、熱帯・亜熱帯地域のデルタ地域でよくみられる、高波、干ばつ、洪水等の各種災害が生じており、また、人口が稠密な場所も多く、人口圧による土地利用、水利用変化により、地域経済に大きな影響を与えている。

併せて、昨今の農地拡大のための森林伐採、人口増に伴う開発による森林資源の減少や生物多様性の損失等の課題が顕著になり、森林の持つ生態系サービス（防災・減災機能、水源涵養機能等）の持続的な維持と管理のための早急な取り組みを国境が跨がる流域の各国が協調・協力して実施することが必要となっている。

そのような中、我が国は、「グリーン・メコンに向けた10年」イニシアティブ及び「日・メコン協力のための新東京戦略2015」等に基づき、メコン河委員会（Mekong River Committee: MRC）や各国等の活動を通じて、持続的な森林経営、並びに水資源管理に対する協力を行ってきており、また、大学や研究機関を中心に気候の変化に伴う水量等の変化の予測や変化に伴い生じる経済的インパクトの予測、そのような予測を行うためのモデルも開発されてい来ている中、メコン地域全体を俯瞰する気候変動の影響予測や森林資源の状況の把握については、必ずしも多くの実績がなく、急務となっている。

かかる背景の下、2016年9月の日メコン首脳会議で、安倍首相より、自然災害への対処や水資源の持続的利用がメコン地域の死活的課題という観点から「メコン河流域の環境保全、特に森林資源の保護に資するプログラム形成のため、調査を開始したい」との発言があり、同会議の共同声明及び優先プロジェクト（「日メコン連結性イニシアティブ・プロジェクト」）に反映されたことから、それに呼応するため、JICAは本業務を実施することとした。

2. 調査の概要

(1) 調査の目的

本業務では、メコン河の流域管理を気候変動による流域環境変化、森林資源状況変化に焦点を当て、基礎情報を整理し、メコン河流域管理のための森林保全の現状把握、課題の抽出、今後の対応策の整理することを目的とする。

(2) 調査対象国

カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、ミャンマーのメコン流域5カ国
（なお、ミャンマーについては本業務とは別に、自然資源管理に関するプロジェクトを実施予定であるため、本業務における将来的な事業形成・提案については行わない見込み。）

(3) 相手国等主要関係機関

・メコン河委員会（MRC: Mekong River Commission）

- ・各国の国家メコン委員会 (National Mekong Committees) (カンボジア、ラオス、タイ、ベトナムの4か国)
- ・メコン流域各国の関係省庁・部局、研究機関等 (水資源管理管轄、森林資源管理管轄)
- ・関係援助機関等 (アジア開発銀行、UNDP、アメリカ合衆国含む)
- ・MRC 対話パートナー国 (中国及びミャンマーの2カ国)
- ・民間セクター (民間企業、NGO 含む)

3. 業務の範囲

本業務の調査実施にあたっては、コンサルタントは「2 (1) 調査の目的」を達成するため、「4. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、「5. 調査の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA ならびに相手国等関係機関に提出するものとする。

4. 調査実施上の留意事項

(1) 調査の実施体制等について

調査の実施にあたっては、メコン河委員会 (MRC) 内に事務局を設置し本業務の拠点とする。また MRC 及び各国の国家メコン委員会を通じ、流域諸国が有する既存の基礎データ等の活用を前提としつつ、MRC 及び JICA を含む関係事業の既存アセットや成果を最大限に活用することとする。なお本業務を通じ不足する基礎データ等については、MRC 及び各国の国家メコン委員会を通じ、メコン流域各国の関係省庁・部局、研究機関等の協力を得られるよう働きかけるとともに、必要があれば JICA から側面支援を行う。また同流域で活動する他ドナーに関しても、既存の調査・プロジェクトの情報を収集するとともに、本業務で実施する現地ワークショップや現地ラップアップセミナーへ招待し、本業務結果の共有に加え、政策提言にかかる意見交換を行う等、情報共有・交換を図りつつ進めていくこと。

(2) 気候変動による流域環境変化予測とそのインパクト分析の実施について

本業務の期間等の制約と予算を考慮し、MRC がウェブ上で公表しているデータや報告書 (<http://www.mrcmekong.org/>) を最大限に活用する。他方、シミュレーション及び森林被覆図作成にあたって不足するデータ等がある場合は、各国での現地調査を通じ、各国の国家メコン委員会及び関係省庁・部局、研究機関等から既存データを入手する。なお、入手にあたって必要なレター等の発出については、MRC 及び JICA 本部が適宜支援をする。また新規のモデル等の開発は行わないものとし、プロポーサルにおいては、流域水環境管理モデル、水環境管理モデル、流域環境評価モデル、統合型水循環モデル等のうち、すでに開発され、かつ、当該地域で適応可能なモデルの活用をプロポーザルにて提案すること。なお本経費は本見積にて計上すること。

(3) 複数時点における森林被覆図の作成について

これまで JICA が調査対象国で支援した森林被覆図等協力アセット及び成果の最大限活用しつつ、メコン流域の森林状況を俯瞰する地図 (森林被覆図) を過去3時点 (1990年以降の3時点を想定) において作成し、同流域全体における森林資源の経年変化を把握する。森林被覆図の作成にあたり、対象国における既存地図の作成時期や使用衛

星画像等を確認し、経年変化を確認するに足る森林被覆図作成に向けた課題や今後収集・分析すべき点を確認し、作成する地図の①対象年（3時点）及び②衛星画像の種類も含め、プロポーザルにて提案すること。各国における森林被覆図の作成状況については、別紙を参照のこと。

なお本業務の期間や技術的な制約、予算等の観点から、上記の既存地図の活用が困難あるいは非効率であると判断する場合、既存地図を作成しない森林被覆図の作成の手法・アプローチ等（①地図の対象年及び②衛星画像の種類を含む）につき、プロポーザルでの提案を可とする。この場合、Landsat 等無償の地図データの活用を想定するが、有償の地図データを購入の上、作成することが望ましいと考えられる場合は、有償の地図データ活用の利点を明記の上、当該経費を別見積にて計上すること。

（４）政策提言について

現地ワークショップや現地ラップアップセミナーを通じ、各国関係機関に対して調査結果及び政策提言を行う。また、以下の会議においても調査結果の発信と政策的な提言を行う予定であり、発信・提言における資料作成に協力する。

（１）日・メコン首脳会議（2018年度、於日本）（未定）

（２）グリーン・メコン・フォーラム（ただし、2017年度及び2018年度の実施有無は未確定であるが、本契約期間中に1回開催される前提で提案すること）

（５）国内支援委員会（仮称）での説明・報告

本業務の国内支援の一環として、JICAは有識者を含む国内支援体制を構築する予定である。インセプションレポート、インテリムレポート、ドラフトファイナルレポートそれぞれの作成時点で国内支援委員会（仮称）を開催するところ、支援委員等から意見を聴取する予定である。

コンサルタントは、国内支援委員会（仮称）においてJICAが行う調査方針、報告書案、調査結果等について説明・報告を支援し、支援委員等からの意見を踏まえ、JICAの指示に基づき、報告書案の修正などの必要な対応を行う。

なお、国内支援委員会（仮称）の開催回数は契約期間中に3回程度を予定しているが、変更される可能性がある。なお、設営等にかかる経費の見積もりは不要である。

5. 調査の内容

（１）事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

・既存資料の収集・分析、研究機関・大学との連携体制提案、民間企業へのインタビュー等

メコン地域の流域に係る既存資料（日本国内の政府・学術研究機関・NGO等作成資料、対象国及び他国関係機関・他ドナー等の作成資料等）を収集し、流域管理、森林保全、気候変動等の状況や課題を把握する。また、MRCのこれまでの活動に係る資料を収集し、実施体制を含む課題の抽出、優先・重点分野の確認、地域全体の戦略「Strategic Plan 2016-2020」や調査対象国の国レベルの事業計画「National Indicative Plan (NIP)」等の関連する政策・戦略・計画の実施状況等を把握する。

森林保全分野及び気候変動対策分野に関しては、JICAを含む実施済事業や実施中の事業が多くあることから、各事業で確認された教訓や成果品を確認する。特に、森林被覆図については調査対象国における作成時期、使用衛星画像等を確認し、経年変化

を確認するに足る森林被覆図作成に向けた課題や今後収集・分析すべき点を抽出する。また、今後のメコン地域の民間事業促進やビジネス展開を念頭に、関係者へのヒアリング等を通じ本邦関係あるいは現地日系民間企業の意向や動向を確認する。具体的には REDD+プラットフォーム、JETRO 本部及び海外事務所、投資促進・民間連携関連専門家等からの情報と助言を得て対象企業・団体を 30 社程度に絞り込んだ上で、現地に進出している、もしくは進出予定の日系企業等に対し個別インタビューを行い、企業のメコン地域への関心や今後の展開について情報を収集することで、企業のメコン地域への関心や市場ポテンシャルを確認する。

なお、契約のタイミング次第ではあるが、2017 年 11 月にフィリピンにて開催予定の日・メコン首脳会議において、調査方針の提示を目指し、JICA が行う資料作成に協力する。

・インセプションレポート（案）の作成

調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート（案）（英文）を作成する。インセプションレポート（案）の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景・経緯
- ・調査の目的・方針
- ・調査の内容と方法（作業項目、手法）
- ・作業計画（作業工程フローチャート、日程等）
- ・調査実施体制（現地の体制、国内支援体制）
- ・提出する報告書とその目次案
- ・JICA への便宜供与依頼事項

・インセプションレポート（案）の説明・協議・最終化

国内支援委員会（仮称）に加え、JICA に対しインセプションレポート（案）（英文）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート（英文）を最終化し、JICA の承認を得る。

（2）メコン地域の現状・課題の把握と調査の方向性の検討

・キックオフセミナーの開催

カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、ミャンマーのメコン河委員会 (MRC) 事務局及び各国の国家メコン委員会等関係者を対象に、MRC 事務局があるラオス・ビエンチャンでの開催を想定し、2018 年 1 月下旬～2 月上旬を目途に、1 日間のキックオフセミナーを行う。セミナーの内容は、インセプションレポートに基づく調査実施計画の発表に加え、各国からの発表（流域管理や森林保全における各国の政策、課題、方針等の共有、また気候変動の影響の報告等）、今後の調査方針と期待される成果について議論することとする。なお同セミナー開催のための現地調査（ラオス 1ヶ国想定）に先立ち、各国からの発表プレゼン資料の取付けと発表内容の確認・修正依頼、セミナー参加者の確定、渡航の調整・確認を行う。また現地調査時に参加者への旅費の概算支給を行うこととする。加えて、MRC 及び JICA に対し、各種調整業務に加え、セミナープログラムや議論の方向性に対する助言等、必要な支援を行う。

また、セミナーにおいて、MRC 及び各国の政策実施上の課題（人員、予算、技術、組織等）を確認し、その上で、気候変動による流域環境管理モデルや各国にある森林

被覆図に関しては、現地の状況に照らした具体的な対応策を関係政府機関と個別協議し、具体的な作業計画として整理する。本参加者は50名を予定する。

- ・ 気候変動による流域環境変化予測とそのインパクト分析

本業務において、メコン流域5か国を対象とし、すでに開発され、またメコン流域にて適用可能な流域環境管理モデル等の活用を前提に、同流域における経年環境変化評価及び気候変動・開発等による今後の流域環境変化予測とそのインパクト分析を行う。なお上記調査の実施に際し、MRCのウェブ上で入手できない情報及びデータについては、各国の国家メコン委員会及び関係省庁・部局、研究機関等から入手する。

- ・ 複数時点における森林被覆図の作成と森林劣化・減少地域の推定

本業務を通じ、メコン流域5か国を対象とし、これまでJICAが対象国で作成した森林被覆図等協力アセット及び成果も最大限活用の上、複数時点における流域全体の森林状況を俯瞰する地図（森林被覆図）を作成し、その変化について分析する。具体的には、複数時点の森林被覆図から経年変化を確認し、森林減少が進むホットスポットや今後気候変動の影響を大きく受けると思われる脆弱な地域を推定する。なお対象5か国における現地調査を通じ、各国の国家メコン委員会及び関係省庁・部局、研究機関等から、各国の森林被覆図の作成状況等詳細情報を入手した上で、森林被覆図作成に向けた技術的検討と分析を行う。

（3）国内分析及び本邦招聘

- ・ 国内分析作業

キックオフセミナーの結果を日本国内の関係者（大学・研究機関等）と共有・協議し、次回の第二次現地作業で対応すべき事項を整理・確認する。なお、調査期間及び予算の関係上、新規のモデル等の開発は行わないものとし既存の流域環境管理モデルを活用することを想定しているが、上記の検討・整理の結果、モデルの改良が必要な場合は、JICAと改めて協議することとする。

- ・ 本邦招へいの実施

被招へい者と日本側関係者との関係構築に加え、日本の流域管理、水源林保全、治山等の日本の技術や知見・経験を学ぶことを目的に、MRC及び各国の国家メコン委員会、メコン流域各国の関係省庁・部局、研究機関等のDirectorレベルを含む計18名程度を日本に招聘する。招へい期間は約1週間で、実施時期は2018年度第1四半期を予定し、回数は1回とする。なお被招へい者の人選に際し、JICAと相談のうえ、被招へい者リスト（案）を作成し、最終的に人選を行うJICAに対し必要な情報を提供する。なお本招へい事業の調整等に際し、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン（2017年6月）」を参照のこと。

招へい事業実施にかかる本業務における業務の範囲は以下の「実施業務」が該当する。なお招へい事業「実施業務」の経費は本見積もりに計上すること。

- ・ 来日日程・カリキュラムの作成
- ・ 講師・面談者、見学・実習先等の手配
- ・ カリキュラムに係る関係資料（教材、参考資料）等の作成
- ・ 来日者への来日前説明（日程・カリキュラム、宿泊・食事のアレンジ等）
- ・ 来日カリキュラム（講義、視察・見学、面談等）の実施

・実施報告書の作成

・インテリムレポート（案）の作成・説明・協議

第一次国内作業までの成果の取りまとめとして、国内支援委員会（仮称）に加え、JICA に対しインテリムレポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポートを最終化し、JICA の承認を得る。

（４）技術的な調査方針の提示及び情報収集等について

・技術的な調査方針の提示及び情報収集

2018 年の日・メコン首脳会談における政策提言を目指し、対象 5 か国における現地調査を通じ、各国における関連政策・規制等の動向を把握し、関係政府機関との協議を通じ、不足している情報の収集と分析を行う。気候変動による流域環境管理モデルのシミュレーション実施及びメコン流域全体の経年変化を示す森林被覆図を引き続き作成・分析する。またアジア開発銀行、UNDP を含む他ドナー及びアメリカ合衆国を含む現地の在外公館を訪問し、本調査の進捗状況の共有と意見聴取を行う。併せて、JETRO 海外事務所及び現地に進出している日系企業等に対し現地にてヒアリングを行い、企業のメコン地域への関心や今後の展開について情報を収集する。

・現地ワークショップ

カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、ミャンマーの MRC 関係者及び本邦関係者（大学・研究機関等）を対象に、対象国のうち 1 か国（ラオス・ビエンチャンを想定）において、1 日間の現地ワークショップを開催する。ワークショップの内容は、シミュレーションの結果及び森林被覆図の分析結果提示を踏まえ、ワークショップ参加者から意見聴取する。また、シミュレーションの結果や森林被覆図分析結果、また、それらの関係性から明らかになる課題への対応策を政策提言として整理し、関係政府機関と協議をする。また関係する他ドナーも上記ワークショップへ招待し、本業務結果の共有に加え、政策提言にかかる意見交換を行う等、情報共有・交換を行う。本ワークショップへの参加者は 50 名を予定する。本ワークショップ開催に際し、開催当日の各種調整等のロジスティック業務に加え、MRC 及び JICA に対し、プログラムや議論の方向性に対する助言等必要な支援、および参加者からの情報収集やワークショップの成果の取りまとめを行うこととする。

（５）政策提言に向けた調査等

・政策提言に向けた調査

これまでの調査結果および調査結果から導かれる政策提言をカンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、ミャンマーの MRC の関係者に提案する。また、将来的な事業ポテンシャルを検証し、具体的な事業案（事業群案）として提示し、その内容の実施可能性や妥当性を協議する。

・ドラフトファイナルレポートの作成、説明・協議（国内作業・現地作業）

本業務の結果を取り纏めの上、ドラフトファイナルレポートを作成し、国内支援委員会（仮称）に加え、JICA および関係機関に説明・協議を行う。

・現地ラップアップセミナー

カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム、ミャンマーのメコン河委員会(MRC)事務局及び各国の国家メコン委員会等関係者を対象に、MRC事務局があるラオス・ビエンチャンでの開催を想定し、2019年1月中旬～2月上旬を目途に、1日間の現地ラップアップセミナーを行う。セミナーの内容は、本業務の成果である気候変動による流域環境管理モデルのシミュレーションの結果及び森林被覆図の分析結果に加え、政策提言及び流域環境保全、特に森林保全・管理を推進するような案件・事業の内容について参加者間で共有し、本業務の成果の活用方法と提案された案件・事業の形成可能性及びフォローアップ方法等を協議する。

本セミナー開催に際し、セミナー開催当日の各種調整等のロジスティック業務に加え、MRC及びJICAに対し、セミナープログラムや議論の方向性に対する助言等必要な支援、および参加者からの情報収集やセミナーの成果の取りまとめを行うこととする。本セミナーへの参加者は50名を予定する。

(6) 国内セミナーの実施等

・国内セミナーの実施

これまでの調査結果を日本国内で広く周知することを目的に、メコン地域の今後の事業展開について意見交換を行う公開型で半日間のセミナーを行う。また、民間ビジネスの可能性についても説明し、今後の民間投資事業に繋げるための意見交換を行う。本参加者は産官学や在京各国大使館も含め100名を予定する。本セミナーの開催に際し、セミナー開催当日の各種調整等のロジスティック業務に加え、スピーカーおよび参加者からの情報収集やセミナーの成果の取りまとめを行うこととする。なお本セミナーはJICA研究所国際会議室の利用を前提とし、飲食や軽食等はJICA側で手配する。各国のMRC関係者及び本邦関係者の旅費の支給はしない。

・ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する国内支援委員会(仮称)と、JICA、各国関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改訂し、ファイナルレポートとして取り纏める。

6. 便宜供与

関係機関との面談に係る設定が容易となるよう、コンサルタントの紹介レターをJICAから、メコン河委員会及び各国の国家メコン委員会、あるいは関係機関宛に発出するものとする。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

本業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。なお本契約における最終成果品はファイナルレポートとする。

・業務計画書(契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの)

和文 5 部（簡易製本）

- ・ インセプションレポート (IC/R)
 - a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等
 - b) 提出時期：調査開始後 2 週間以内
 - c) 部数：英文 10 部（簡易製本）
- ・ インテリムレポート (IT/R)
 - a) 記載事項：提出時期までの調査結果
 - b) 提出時期：2018 年 7 月中旬
 - c) 部数：英語 10 部（簡易製本）
- ・ ドラフトファイナルレポート (DF/R)
 - a) 記載事項：調査結果全体
 - b) 提出時期：2018 年 12 月下旬
 - c) 部数：和文 5 部（簡易製本）、英文 10 部（簡易製本）
- ・ ファイナルレポート (F/R)
 - a) 記載事項：調査結果全体
 - b) 提出時期：2019 年 3 月上旬
 - c) 部数：和文 15 部（製本）、英文 30 部（製本）
 - d) CD-R：5 枚

(2) その他提出物

・ コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、翌月 15 日までに JICA に提出する。

- a) 記載事項：今月の進捗、来月の計画及び当面の課題、活動に関する写真
- b) 提出時期：毎月

・ 実施機関等との協議録

- a) 記載事項：関係との協議等の際の協議・決定事項
- b) 提出時期：随時

・ 収集資料等

ファイナルレポートに、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式 (JICA 図書館の定型フォーム) を添付すること。

- a) 記載事項：収集した資料・データ及びそのリスト
- b) 提出時期：調査終了時

(3) 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

(4) 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポートは製本することとし、その他の報告書は簡易製本により作成する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

(別紙) 各国における森林被覆図の作成状況

(2017年7月14日時点)

	カンボジア	ミャンマー	ラオス	タイ	ベトナム
① デジタル地図の有無	有	有	有 (現在修正中で 近く完成予定)	有	有
② 対象年	2006年, 2010年, 2014年, 2016年 ※2017年中に2016年版完成予定 ※森林局によると1998年及び2002年の地図も作成済とのこと。	2005年, 2010年, 2015年	2000年, 2005年, 2010年, 2015年	2000年, 2004年, 2008年, 2014年, 2017年 ※王立林業局によると2016年に新たな地図作成を決定し2017年向けに作成中	1990年, 1995年, 2000年, 2005年, 2010年, 2015年 ※2015年版は全国カバーしておらず、2017年内に作業完成予定
③ 衛星画像の種類	LANDSAT	LANDSAT (2005年と2015年), IRS (2010年)	LANDSAT (2000年), SPOT4/5 MS (2005年), RapidEye (2010年, 2015年)	LANDSAT5-TM	LANDSAT MSS/TM/ETM+, SPOT 1/2/3/4/5/6 (一部確認中)
④ 土地被覆の分類項目	1. Evergreen forest, 2. Semi-evergreen forest, 3. Deciduous forest, 4. Bamboo, 5. Mangrove forest, 6. Rear mangrove, 7. Flooded forest, 8. Forest regrowth, 9. Pine tree, 10. Pine plantation, 11. Tree plantation, 12. Wood shrub, 13. Oil palm, 14. Rubber plantation, 15. Paddy field, 16. Crop land, 17. Grass land, 18. Built-up area, 19. Village, 20. Rock, 21. Sand, 22. Water	1. Closed forest, 2. Open forest, 3. Mangrove forest, 4. Other wooded land, 5. Other land, 6. Snow, 7. Water ※判読の段階では上記より細かく分けているが、外部に発表する場合には上記の7種類にまとめている。	1. Evergreen Forest, 2. Mixed Deciduous Forest, 3. Dry Dipterocarp Forest, 4. Coniferous Forest, 5. Mixed Coniferous and Broadleaved Forest, 6. Forest Plantation, 7. Bamboo, 8. Regenerating Vegetation, 9. Savannah, 10. Scrub, 11. Grassland, 12. Swamp, 13. Upland Crop, 14. Rice Paddy, 15. Other Agriculture, 16. Agriculture Plantation, 17. Urban, 18. Barren Land and Rock, 19. Other Land, 20. Water, 21. Cloud, 22. Cloud Shadow	16分類 (2008年時点) 1. Tropical Evergreen Forest, 2. Dry Evergreen Forest, 3. Hill Evergreen Forest, 4. Pinus Forest, 5. Swamp Forest, 6. Mangrove Forest, 7. Inundated Forest, 8. Beach Forest, 9. Mixed Deciduous Forest, 10. Dry Dipterocarp Forest, 11. Bamboo Forest, 12. Teak Plantation, 13. Pinus Plantation, 14. Eucalyptus Plantation, 15. Non-teak species plantation, 16. Secondary Growth Forest	17分類 (森林12分類+非森林5分類) (分類の詳細は割愛)
⑤ 被覆図利用にあたっての許認可有無 (有の場合の手続き)	有。データ利用に関して森林局が作成した契約書フォームがある。※2014年地図は許可が必要だが、それ以外は許可無しで利用可能	正式な許認可の要否については未確認ながら、これまでいずれのデジタル地図の提供はされていない。	C/P側で特定の仕組みを作れていないが、C/Pに問合せは必要と思われる。ただ全てJICAの成果品であり、JICAからC/Pに確認し提供可能と思われる。	有。認可の手続き等詳細につき回答待ち。	VNFORESTの許可必要。

※JICA 調査団により作成

【その他参考情報】

1. 1995年前後に林野庁補助事業で作成された森林図 (ベトナム9割、カンボジア全土、ミャンマー6割をカバー) : Landsat ベースで森林 タイプ区分済み (常緑と落葉、2次林など)。30m解像度。利用許諾不要。

【留意点】綿密な現地調査に基づき作成され、精度は高いものの、一部の国では全国をカバーするものではない。

2. メコン流域全体をカバーする森林図 (森林/非森林) : 1999年から2004年の毎年作成。1km解像度

【留意点】毎年36回撮影されたデータ (SPOT-Vegetation) を連続で繋げて、森林の減少や劣化を広域に観測。全エリアが統一的基準に基づき、多時点のデータおとして格納されているという利点があるが、1km解像度という粗さが欠点。その他必要と予想される地形データは複数の解像度にて全世界、無償にて整備されており、すぐ使用可。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

2017年11月下旬より本業務を開始し、2018年7月中旬を目途にインテリムレポートを提出する。その後、2018年12月下旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2019年3月上旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、以下の業務量を超えない範囲において、プロポーザルに含めて提案すること。

(1) 業務量の目途：約40.0M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の担当分野は、以下を想定しているが、全体の構成についてはプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／流域保全・管理（2号）
- 2) 森林被覆図作成（3号）
- 3) 気候変動/水文（3号）
- 4) 民間促進・連携事業
- 5) 持続的森林管理（緩和/REDD+）

3. 参考資料

以下の閲覧資料は JICA 図書館 (<http://libopac.jica.go.jp/>) からダウンロード可能です。

- (1) メコン河流域開発・環境調査研究 報告書 1998年6月
- (2) ラオス国メコン河地域地理情報作成調査 最終報告書 2003年2月
- (3) カンボジア、ラオス、タイ、ベトナム国メコン河流域水文モニタリング計画調査 最終報告書 2004年3月
- (4) 大陸部東南アジア国メコン地域における気候変動モニタリングシステムの構築に向けた情報収集・確認調査 ファイナルレポート 2010年10月
- (5) ベトナム国メコンデルタ沿岸地域における持続的農業農村開発のための気候変動適応対策プロジェクト 最終報告書 2013年4月

4. 配布資料

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

5. 再委託（国内再委託含む）

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有している機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

プロポーザルでは、再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、再委託業務は本見積もりとして提案すること。なお、「

」 「4. 調査実施上の留意事項」の「(3) 複数時点における森林被覆図の作成について」に関連し、以下(2)の再委託業務において、有償の地図データを活用する場合、当該経費のみ別見積もりとする。

(1) 流域環境管理モデル等を用いたシミュレーション業務

(2) 複数時点における森林被覆図の作成

特に国内再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン (2017年4月版)」を準用し、業者の選定及び契約を行うこと。

6. 現地セミナー・ワークショップ

本業務の現地作業において、キックオフセミナー(2018年1月下旬~2月上旬頃)、現地ワークショップ(2018年8月下旬~9月上旬頃)、現地ラップアップセミナー(2019年1月中旬~2月上旬)の開催を予定している。上記現地セミナー・ワークショップに係る経費負担や役割分担、参加者等詳細に関し、現時点でMRC等と合意できていないが、会場借上費(軽食代含む)やMRC関係者旅費(域内交通費、日当、宿泊料等)等の関係経費はJICA側が負担する可能性があるところ、計250万円を定額計上すること。

7. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。現地調査に先駆け、業務従事者全員を外務省が運営する「たびレジ」に登録し、現地では、インドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

8. 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上